



## 仕事

仕事に就く  
仕事を探す  
権利と義務  
失業  
学位の認証

## 仕事に就く

スイスで就労や会社設立の許可が下りるかどうかは、国籍や移住の目的などによります。いずれにせよ、仕事に就いている場合は社会保険に加入し、税金を支払わなくてはなりません。

### 労働許可

ほとんどの場合、滞在許可の申請が認められれば、労働許可も問題ありません。スイスでは通常、滞在許可を持っていれば就職も可能です。国籍や就労時間に応じて、雇用者または被雇用者が労働許可の申請をします。わからないことがあれば、下記の窓口にお問い合わせください。国外に居住しながらスイスでの就労を希望される場合もこちらの窓口にご相談ください。なお2019年より、難民認定を受けている□B（B許可証）、および難民認定の有無にかかわらず暫定的に在留が認められている□F（F許可証）場合に求められていた特別許可証が不要となりました。ただし、各雇用の開始と終了は、公式の申込用紙で州に届け出る必要があります（届出手続き＝Meldeverfahren□□）。届出は雇用先のある州の管轄で、無料です。難民申請希望者□N（N許可証）もやはり労働許可が必要です。

### 起業

スイスで事業を営めるかどうかは申請者の国籍と滞在資格によります。定住許可証Cを持つEU/EFTA加盟国の国民にとっては、スイスでの起業の手続きは簡単です。スイスでの個人事業が可能かどうかは移民局□Migrationsamt□（Migrationsamt□□）にお問い合わせください。具体的な起業の相談は州の経済推進局□Standortförderung□（Standortförderung□□）が応じます。

### 不法就労

スイスで就労しながら、社会保険に加入していなかったり、労働許可証を持たなかったり、所得税を収めいなかったりする場合は刑罰の対象となります。これは不法就労□Schwarzarbeit□（Schwarzarbeit□□）と呼ばれています。不法就労については雇用者、被雇用者の双方に法的措置がとられます。さらに、不法就労者には事故の補償がなされず、老齢年金も給付されません。自分の雇用に疑わしい点があると感じたら、無料の法律相談窓口□Rechtsberatungsstelle□（Rechtsberatungsstelle□□）にお問い合わせしましょう。

### 青少年

基本的には15歳から労働が認められます。これ以下の青少年も短期間の軽労働（長期休暇中のアルバイトなど）に限って許可されています。保護者と雇用者は青少年に過大な負担がかからないよう注意しなければなりません。18歳以下の労働者には特別な労働法が適用されます。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

[www.hallo-baselstadt.ch/ja/work/access-to-the-job-market](http://www.hallo-baselstadt.ch/ja/work/access-to-the-job-market)

## 仕事を探す

他国と比べると、スイスの失業率は低水準です。それでも、求職者に対する要求は高く、成績証明書や学位、資格が大きくものを言います。ほとんどの職場で、ドイツ語ができることが前提となっています。

### 資格

スイスでは、ほとんどの職種において、職業訓練修了証書、学位や資格、就職後のスキルアップが重要となります。スイス国外で取得した学位および資格は認められないこともあります。もう一つ重要なのが、これまでの職場の雇用者が作成した勤務証書です。いずれにせよドイツ語のスキルは必須です。

### 就職活動

求職情報は新聞や各種インターネットポータルサイトに掲載されます。また、民間の職業紹介所もあります。公的な機関である地方労働センター（RAV）でも、自由に使えるパソコンや、新聞が揃えられ、スタッフが相談に応じるなど、求職活動のサポートをしています。

### 求人に応募する

求人に応募する際には、通常☐E、Eメール、またはウェブサイト上で書類を送付します。その際には、少なくとも履歴書と志望動機を記した手紙、可能ならば、修了証書や資格・学位証明書、これまでの雇用者が作成した勤務証書のコピーも添付します。書類審査に通ると、個人面接☐Vorstellungsgespräch☐（Vorstellungsgespräch☐）がおこなわれます。無料で求人への応募のサポートをする機関もあります。

### 詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

[www.hallo-baselstadt.ch/ja/work/finding-a-job](http://www.hallo-baselstadt.ch/ja/work/finding-a-job)

## 権利と義務

雇用者と被雇用者は異なる権利と義務を有します。最長勤務時間、休暇の権利、保険の保証などが法律で定められています。

### 雇用契約

通常、雇用契約は文書で交わされますが、口頭での契約も有効です。いずれの場合も債務法 [Obligationenrecht] (Obligationenrecht) が適用されます。債務法には守られるべき最低の基準が規程されており、文書にされていない契約にを結んだ人もこれによってさまざまな権利と義務が保障されます。

### 被雇用者の権利

スイスの被雇用者はいくつかの法的権利を有します。代表的な権利には以下のものがあります。

- 雇用者は被雇用者の社会保険および傷害保険の手配をし、その掛け金の一部を負担しなければなりません。
- すべての被雇用者は少なくとも4週間の有給休暇をとる権利があります。時間給およびパートタイムの被雇用者にも比例計算して同じ権利が与えられます。
- 労働時間の上限は週50時間、職種によっては45時間です。
- 被雇用者は文書による勤務証書を受け取る権利があります。
- 同じ会社で3ヶ月以上働く被雇用者は、病気および事故にあった場合も一定期間、給与を受ける権利があります。
- 妊娠中の女性および産後の女性には特別な権利が与えられます (母性保護 [Mutterschutz] = Mutterschutz)。
- 平等法 [Gleichstellungsgesetz] (Gleichstellungsgesetz) では、雇用に関する性を理由とした不利な扱いを禁じています。

### 賃金

Basel-Stadt州の法律では最低賃金が定められています。いくつかの例外はありますが、州の就労者全員が対象となります。また、多くの産業分野で最低賃金を定めた団体労働協約 [Gesamtarbeitsvertrag, GAV] (Gesamtarbeitsvertrag, GAV) が結ばれています。男女とも同じ仕事に対して同じ賃金を求める権利があります。雇用契約にはグロス賃金 (控除前の基本給) が示されます。手取り賃金はそこから社会保険料が差し引かれたものです (社会保険料の天引き = Sozialabzüge)。長期滞在許可証B、暫定滞在許可証Fおよび難民滞在許可証N、短期滞在許可証Lおよび越境通勤許可証G保有者のほとんどは、ここからさらに源泉徴収 [Quellensteuer] (Quellensteuer) が直接差し引かれます。加入が義務付けられている健康保険は、スイスでは給与と所得控除の対象になっていません。

## 雇用契約解除の告知

雇用契約を解除する場合、雇用者と被雇用者は契約で定めている解約告知期間を守らなければなりません。猶予なしの契約の解除は特殊ケースに限ります。解約の理由は文書で求めることができます。病気、事故、妊娠中および産後の被雇用者は特にこの契約解除から保護されます。不当な解約は裁判所へ訴えることができます。自己都合の退職は失業保険の受給額に影響します。

## 詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

[www.hallo-baselstadt.ch/ja/work/rights-and-duties](http://www.hallo-baselstadt.ch/ja/work/rights-and-duties)

## 失業

すべての被雇用者には失業に対する保険がかかっています。失業した場合は、通常、一定の期間、経済援助を受けることができます。申請は地方労働センター[RAV]一（RAV）で行います[RAV]。RAVは再就職活動を支援しています。

### 失業保険

失業保険[ALV]（ALV）は国が管轄しており、すべての被雇用者に加入が義務づけられています。月々の保険料は賃金から直接引き落とされ、雇用者がその半額を負担しなければなりません。個人事業主は失業保険に加入することができません。失業者は毎月賃金に代わる給付金[Arbeitslosengeld]（Arbeitslosengeld）を受け取ります。失業給付金[Arbeitslosengeld]（Arbeitslosengeld）がいつ、いくら支払われるかは、働いた期間、職を失った背景など、種々の要因によって変わります。

### 失業してしまったら

できれば仕事を辞める1日前まで、遅くとも失業初日までに、地方労働センター[Regionales Arbeitsvermittlungszentrum, RAV]一（Regionales Arbeitsvermittlungszentrum, RAV）に届け出をしなければなりません[RAV]。RAVはその後の手続についての説明を行います。

### 地方労働センター

地方労働センター[RAV]一（RAV）では、失業者が迅速に再就職先を見つけることができるよう、サポートをします。失業給付金を受け取るには[RAV]、RAVでの面談を受けなければなりません[RAV]。RAVでは講習会や作業プログラムなども提供しており、一部は参加が義務づけられています。スイスでの就労経験がなく、これから仕事を探したいという場合もRAVに申し込むことができますが、給付金は支給されません。

### 詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

[www.hallo-baselstadt.ch/ja/work/unemployment](http://www.hallo-baselstadt.ch/ja/work/unemployment)

## 学位の認証

外国で取得した学位や資格がスイスで認められない場合があります。特定の条件をみたと、学位が認証されます。職種によっては学位は必須です。

### 認証

外国で取得した学位および資格を持つ人は、特定の条件下において、それをスイスでも認められます。その承認は、外国の学位や資格がスイスのものと同等であることを認めるものです。国家資格の必要な職業（看護職、教員など）の場合、その職務に就くためには学位の認証が必要です。認証の管轄は職業や教育によって異なり、認証には費用がかかります。詳細は、国が管轄する学位の認証に関する連絡窓口 [Nationale Kontaktstelle für Diplomanerkennung](#)（[Nationale Kontaktstelle für Diplomanerkennung](#)）または職業・修業・進路相談 [Berufs-, Studien- und Laufbahnberatung](#)（[Berufs-, Studien- und Laufbahnberatung](#)）へお問い合わせください。

### レベル証明書

国家資格がない職種に就く場合は、スイスでは学位や資格の認証は必要なく、レベル証明書 [Niveaubestätigung](#)（[Niveaubestätigung](#)）を申請できます。レベル証明書は外国で受けた学位がスイスの教育制度のどのレベルに相当するのかわかるもので、就職活動に役立つことがあります。レベル証明書の詳細は国が管轄する学位認定に関する連絡窓口 [Nationale Kontaktstelle für Diplomanerkennung](#)（[Nationale Kontaktstelle für Diplomanerkennung](#)）または職業・修業・進路相談 [Berufs-, Studien- und Laufbahnberatung](#)（[Berufs-, Studien- und Laufbahnberatung](#)）へお問い合わせください。

### 社会人のための職業訓練

公認の学位または資格を取得せずに就職し経験を積んだ社会人にも、のちに職業基礎教育および高等職業教育を受け資格を取るチャンスがあります。そのプロセスは学歴、職歴、年齢によって変わります。いずれにせよ、高いドイツ語能力（GER基準でレベルB1およびB2）は必須です。職業・修業・進路相談 [Berufs-, Studien- und Laufbahnberatung](#)（[Berufs-, Studien- und Laufbahnberatung](#)）では無料で情報を提供し、相談に応じています。職業教育を終えて資格を取得すると、よりよい職場に巡り会えるチャンスが増え、また更なるスキルアップへの布石となります。

### 詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

[www.hallo-baselstadt.ch/ja/work/recognition-of-qualifications](http://www.hallo-baselstadt.ch/ja/work/recognition-of-qualifications)